

# 松江NPOネットワーク規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、「松江NPOネットワーク」と称する。

### (事務所)

第2条 この会は、事務所を松江市内におくものとする。

### (目的)

第3条 この会は、松江市内を主な活動のエリアとする社会貢献活動を行う団体及び個人が交流及び情報交換をする機会を提供し、だれもが暮らしやすい社会の実現に向かい、互いが協力し連携しながらNPO活動の活性化と地域の発展に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達するために次に掲げる活動を行う。

- (1) NPOの交流・協働の促進に係る活動
- (2) NPOの必要な情報の収集・提供・共有に係る活動
- (3) 社会貢献活動を推進するための相談・コーディネートに係る活動
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 この会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、入会したNPO法人。議決権を有す。
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、活動を賛助する法人格を持たないNPO及び個人。

### (入会)

第6条 この会の目的に賛同し、会員として入会しようとするものは、入会申込書により、事務局に申し込むものとする。

2 前項の申込があったときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

3 第15条に定める世話役会が判断し第2項の申込を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第7条 会員は次の年会費を納入しなければならない。

#### (1) 年会費

正会員 2,000円

賛助会員 1,000円

2 次年度以降は、毎年総会月までに年会費を納入する。

3 年会費の変更は、総会において決定する。

### (会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由がなく会費を滞納し、督促を受けても納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のひとつに該当するときは総会の議決により、除名することができる。

(1) この規約に違反したとき

(2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が、既に納入した年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、

第15条に定める世話役会が特に必要があると認めたときは、返還することができる。

(総会の構成および開催)

第12条 総会は正会員をもって構成し、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する定期総会と臨時に開催する臨時総会とする。

(総会の権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業報告および収支決算

(3) 事業計画および収支予算

(4) 役員を選任または解任

(5) その他運営に関する重要事項

(総会の招集)

第14条 総会は代表が招集する。

2 代表は正会員の5分の1以上から請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を召集しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した正会員または世話役の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。ただし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。

(議決)

第17条 総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決し、同数の場合は議長の決するところによる。

第18条 この会に、次の役員を置く。

(1) 世話役 11名以内

ただし、世話役の2分の1以内まで外部役員をおくことができる。

(2) 監事 2名

2 世話役のうち、1名を代表、2名以内を副代表とする。

3 世話役及び監事は総会において承認する。

4 代表及び副代表は世話役会において互選する。

(役員職務)

第19条 代表は、「松江NPOネットワーク」を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 世話役は、規約および総会または世話役会の議決に基づき、この会の会務を執行する。

4 監事は、世話役の職務執行状況、および会の財産状況を監査する。

(任期等)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 途中で就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(世話役会)

第21条 世話役会は、総会議決事項の執行、事業計画、収支予算、その他の業務執行に関する事項を議決する。

(事務局の設置)

第22条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局長は代表が任命する。

3 事務局長は、代表を補佐し、事業の推進に努め、松江NPOネットワークの運営・管理業務を統括する。

(組織及び運営)

第23条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、世話役会の議決を得て代表が別に定める。

(事業年度)

第24条 この会の事業年度は、毎年10月1日から、翌年9月30日までとする。

(細則)

第25条 この規約の施行について必要な細則は、世話役会の議決を得て、代表がこれを定める。

2 各法人から会員2名以内を代議員として選出することができる。

(附則)

1 この規約は、平成23年11月21日から施行する。

2 第1期の世話役及び監事は、第2期の定期総会まで設立準備会全員及び自薦・他薦の者から充てるものとする。

3 賛助会員の入会申し込み受け付けは、第2期の通常総会終了後より始める。

(附則 平成27年11月30日改正)

この改正は、平成27年11月30日から施行する。

(附則 平成28年11月29日改正)

この改正は、平成28年11月29日から施行する。

(附則 平成30年11月23日改正)

この改正は、平成30年11月23日から施行する。